

令和8年度ノーコードプロダクト開発支援プログラム運営業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、岡山市（以下「委託者」という。）が発注する令和8年度ノーコードプロダクト開発支援プログラム運営業務委託（以下「本業務」という。）を受注するもの（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 件名

令和8年度ノーコードプロダクト開発支援プログラム運営業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 実施目的

本市では、令和元年8月にスタートアップ支援拠点「ももたろう・スタートアップカフェ（以下、「ももスタ」という。）」を設置し、岡山市の経済成長の担い手として期待されるスタートアップの創出・成長を目的にスタートアップの支援に取り組んできた。

また、令和7年6月には内閣府により第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市（NEXTグローバル拠点都市）（4文言の定義（2）参照）に愛媛県と共同で採択された。

しかしながら、現在、ももスタにて、ビジネスアイデアを創出するための支援を行うなかで、それをプロダクトにするためのスキル不足が課題となっている。

スタートアップの成長には、その特性上スピード感が求められており、ビジネスアイデアに必要となるプロダクトを即時に開発し、PDCAサイクルを高速で回して、市場にフィットするかどうかを検証していくことが必要となる。また、昨今、スタートアップが起業する際に、起業家自身がノーコードツールを使いプロダクト開発する手法が多く取り入れられており、プロダクト開発の高度化・効率化が進んでいる。

そのような背景から、ノーコードツールを活用するスキルを習得し、起業家等が考えるビジネスアイデアをプロダクト開発まで昇華することを目的に本業務を実施する。これにより初期段階の起業家等のハードルを下げ、起業家等の成長についての成功確率の向上を図る。

なお、本業務は資格取得だけを目指すものではなく、起業家等の実践的なスキルの習得とプロダクト開発を支援することでビジネス成長等を目指す事業である。

4 文言の定義

（1）スタートアップ

本業務にいう「スタートアップ」とはイノベーションを伴ったビジネスプランにより新たな市場を開拓し、社会に新しい価値を提供することによって事業の価値を短期間で飛躍的に高め急成長し、IPOやM&Aを目指す企業や組織を指す。なお、急成長を目指す企業のみならず、社会的・環境的課題の解決や新たなビジョンの実現と、持続的な経済成長をともに目指すインパクトスタートアップも含む。

(2) スタートアップ・エコシステム拠点都市（NEXTグローバル拠点都市）

スタートアップの成長を加速させるため、各拠点都市が有する強みを活かしてグローバルに接続したエコシステムを形成することを目的に、地方自治体や大学、民間組織等が連携した計画主体を内閣府が選定。

(3) ももスタ

岡山市を含む官民連携組織により運営されているスタートアップ支援拠点。

岡山市北区駅前町一丁目8番18号 ICOT NICOT 2階

TSUTAYA岡山駅前 内 コワーキングスペース「Wonder Wall」



5 本業務の内容

本業務は、以下に掲げる項目を実施し、起業家等の成長に向けた支援（以下「プログラム等」という。）を行うものである。なお、最新のAIエージェント等をプロダクト開発支援に活用すること。

プログラム等の参加者募集は受託者が行い、その募集につき、SNS・チラシ・ポスター等を作成する等工夫し広報すること。また、受託者はプログラム等の参加者から参加費を徴収しないこと。

(1) 業務内容

本業務は、実施目的を達成するために有効と思われるノーコードツールについての研修等を開催する。なお、このプログラムは2期に分けて開催する。業務内容については、下記の①から③までの項目を満たす内容を2期実施すること。

① ノーコードツールの基礎学習

以下に記載した内容を中心に15時間以上（2期合計30時間以上でも可能とする。）実施すること。

- ・ツールの基礎学習（基礎素養＋ツール技術習得）
- ・演習開発（デモアプリ開発を用いた技術習得）

② ノーコードツールを用いた新規事業開発のための伴走支援

以下に記載した内容を中心に14時間以上（2期合計28時間以上でも可能とする。）実施すること。

- ・要件定義やサービス構想の設計支援
- ・新規事業開発に伴うコーチング及び汎用技術（AIエージェント等）の習得
- ・参加者全員が、自身が希望する作成物をプログラム期間中に完成させるための支援

③ 成果発表会の開催

以下に記載した内容を中心に3時間（1日程度）実施すること。

- ・参加者が作成したプロダクトの成果発表会の開催

(2) 開催日時

「5（1）業務内容」の開催日時については委託者、受託者双方協議の上、最も有効と思われる時期に設定し、1期あたり3～4月間程度を目安として実施する。

(3) 履行場所

①「5（1）業務内容」に関しては、原則、ももスタにおいて実施すること。

なお、会場費（会場備え付けの備品を含む）については委託者が負担する。

- ・ももスタの所在地

岡山市北区駅前町一丁目8番18号 ICOT NICOT 2階

TSUTAYA岡山駅前内 コワーキングスペース「Wonder Wall」

②「5（1）業務内容」以外の受託者の独自提案に関しては、受託者双方協議の上、最も有効と思われる場所等（オンライン含む）を設定すること。

なお、会場費（会場備え付けの備品を含む）については受託者が負担する。

(4) プログラム等の募集人数

1期あたり15名程度

なお、応募者が超過する場合は、委託者・受託者双方で協議を行い選考する。

6 本業務の運営管理

(1) 本業務の責任者の設置

受託者は、契約締結後、本業務の責任者を定め、これを設置すること。その際、氏名、連絡先、経歴及び業務経験を委託者に報告すること。

(2) 委託者との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後速やかに委託者と協議の上、受託年度中の支援計画を策定すること。

① 受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、本業務を行うこと。受託者は定期的に委託者に報告・連絡・相談を行い、本業務を円滑に進めること。

② 受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

7 受託者の責務

(1) 受託者は本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 受託者は本事業にあたり、各種法令等を遵守すること。

- (3) 受託者は、本業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、次年度以降引き続き委託事業を受託しない場合は、次年度受託者に引継ぐべき事項を書面にて作成し、電子データと共に次年度受託者に提供しなければならない。また、次年度受託者への業務引継ぎを円滑に行わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の適正な遂行及び事業効果の向上を図るため、委託者が実施するスタートアップ及びイノベーションに関する他の業務の受託者及びその他支援機関等との連携を密に図り、必要に応じて情報共有及び情報交換を行うとともに、集客・周知に関して相互に協力すること。

8 業務遂行に係る受託者の負担等について

- (1) 「5 本業務の内容」に記載した事業に係る人的、物的費用は5 (3) ①記載の委託者負担分を除き全て受託者の負担とする。
- (2) プログラム等の参加者と受託者間の苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

9 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。ただし、秘密・個人情報に当たらない情報について、「7 受託者の責務 (5)」の項目を達成する目的において、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。
- (2) 受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の賠償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。
- (4) 受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

10 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。なお、プログラム等において、参加者が開発したプロダクトの権利は全て当該プロダクトを開発した参加者に帰属するものとする。

- (1) 本業務で作成したすべての作成物の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法昭和45年法律第48号 第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で

譲渡するものとする。

- (3) 受託者は、本業務において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作権人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権 を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、本業務で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (6) 本業務の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

1 1 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1 2 業務報告及び支払

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることが出来ることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。
- (2) 受託者は、本業務終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を書面で1部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等）で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。
- (3) 委託料は原則完了後払いとする。ただし、委託者、受託者間の協議により合意が得られた場合、支払方法を変更できるものとする。

1 3 本業務上の条件

- (1) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- (2) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

1.4 再委託

- (1) 受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。
- (2) 「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
- (3) 受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め委託者が指定する様式を用いて届出等を行い、委託者の承認を得ること。
- (4) 上記(3)の書面には、以下の事項を記載すること。
 - ア 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲
 - ウ 再委託を行う理由
 - エ 再委託先の選定理由
 - オ 再委託先に対する管理方法
 - カ その他、別に指示する事項
- (5) 上記(3)の手続きを経て再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。
- (6) 再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「(4)オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者で協議の上、これを解決するものとする。
- (2) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。